

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 2 月 5 日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社 I S ホールディングス

【届出者の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内一丁目11番 1 号

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 03(6812)2200

【事務連絡者氏名】 取締役 経営監理部長 関根伸介

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社 I S ホールディングス 本店  
( 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 )  
株式会社大阪証券取引所  
( 大阪府中央区北浜一丁目 8 番16号 )

(注 1 ) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社 I S ホールディングスをいいます。

(注 2 ) 本書中の「対象者」とは、ひまわりホールディングス株式会社をいいます。

(注 3 ) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注 4 ) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 5 ) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 6 ) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 7 ) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注 8 ) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注 9 ) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

## 第 1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

ひまわりホールディングス株式会社

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3 【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である J A S D A Q スタンダード市場（以下「J A S D A Q」といいます。）に上場している対象者の普通株式12,500,000株（対象者が平成24年11月14日に提出した第11期第2四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数19,850,000株に対する所有株式数の割合にして62.97%（小数点以下第三位四捨五入。）を所有しており、対象者を連結子会社としております。この度、当社は、平成25年2月4日開催の取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（当社が平成24年9月30日現在既に所有している対象者の普通株式（12,500,000株）及び本四半期報告書に記載された対象者が平成24年9月30日現在所有する自己株式（380,343株）を除きます。）を対象として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。なお、本公開買付けにおいては、当社は、486,200株を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、当社が対象者の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。

なお、買付予定数の下限（486,200株）は、本公開買付け成立後における当社の株券等所有割合が3分の2を上回る水準（所有株式数：12,986,200株、本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数19,850,000株から本四半期報告書に記載された対象者が平成24年9月30日現在所有する自己株式（380,343株）を除いた株数である19,469,657株に対する割合：66.70%（小数点以下第三位四捨五入））となるよう設定しております。

また、平成25年2月4日に対象者が公表した「支配株主である株式会社 I S ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成24年12月中旬頃に本公開買付けに関する提案を受けた後、後述の検討内容及び下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、対象者の財務状態、上場廃止基準抵触の蓋然性、上場廃止を回避するための方策の内容及び検討経緯、対象者と当社の関係、対象者の株主の皆様と与え得る悪影響等を考えると、本公開買付けが対象者の企業価値の維持の観点から有益であり、第三者委員会の答申書、第三者算定機関の株式価値評価報告書及び法務アドバイザーの助言等を踏まえると、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上から、対象者は、平成25年2月4日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

## (ア) 本公開買付けの背景等

当社グループは、平成20年4月に設立された当社を中核持株会社として、FX事業（外国為替証拠金取引）を行う株式会社外為オンライン（以下「外為オンライン」といいます。）、金融商品取引業（証券取引・外国為替証拠金取引）を行う株式会社アイネット証券、金融商品取引業（証券取引・外国為替証拠金取引）を行う株式会社ライブスター証券、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行うレオス・キャピタルワークス株式会社、アプリケーションサービスプロバイダー事業を行う株式会社アイアンドエーエス、カーシェアリング事業を行う株式会社アース・カー、不動産事業を行う日本ビルド株式会社、金融商品取引業等を営む子会社・関連会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理等を行う対象者で構成され、「IT金融イノベーター」をビジョンとする多角的金融企業グループとして、IT事業、金融事業を主軸として多角的に事業を展開しております。

当社グループの中核事業を担う外為オンラインは、平成17年5月に設立された金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者であり、一般投資家を対象として、オンライン取引『外為オンライン』サービスを中心に、外国為替証拠金取引等の金融商品取引サービスを提供しております。

一方、対象者によれば、対象者は、その100%子会社であるひまわり証券株式会社（以下「ひまわり証券」といいます。）が、平成10年10月にFX取引を開始し、個人投資家向けにシステムトレードを展開するなど、投資商品を提供してきたとのことです。

対象者連結業績は、FX取引におけるスプレッド競争への追従による収益性低下等の要因により平成22年3月期には連結当期純損失を計上し、その後、平成23年3月に発生した東日本大震災後の国内株式相場の急落等により、対象者の株価指数先物・オプション取引顧客の決済損に対する不足金（以下「立替金等」といいます。）が約80億円発生したことに伴う特別損失等により、平成23年3月期には40億69百万円の連結当期純損失を計上し、連結純資産額は平成22年3月期末の48億56百万円から、平成23年3月期末には7億71百万円まで急激に減少することとなったとのことです。

この状況を受け、対象者は、平成23年3月にはひまわり証券のCFD取引を除く証券業務及び大証FX取引からの撤退を、平成23年4月には早期希望退職の実施及び役員報酬の減額等の経営合理化策を実施したとのことです。しかしながら、平成24年3月期上期の外国為替相場は、おおむね為替相場の変動率が低い状況となったことにより、FX関連の取引高及び営業収益が伸張せず、平成24年3月期第2四半期末の連結純資産はマイナス10億46百万円の債務超過の状態となり、また、ひまわり証券単体においても9億49百万円の四半期純損失を計上する状況となったとのことです。

対象者は、資本増強による財務基盤の再構築及び収益性の改善が必須の状況となっていたことから、資本増強の確実性、事業の継続・発展に資するような協働体制構築の可能性を主要な条件として第三者割当増資を実施することとし、複数の割当候補先企業と協議を行ったとのことです。そして、第三者割当に係る発行価額、出資金額の多寡、割当候補先から要求される配当率、その他発行条件等の経済的な条件に加え、対象者の事業の潜在的な収益性及び将来性に関する理解並びに対象者の子会社が提供する取引システムへの移管やカウンターパーティとしてのカバー取引発注等の今後における事業上の協働可能性等を総合的に勘案した結果、当社に対して第三者割当増資を実施することで自己資本を増強し、当社子会社のシステムを比較的安価な手数料で使用することで電算機費を抑制し、また当社子会社をカウンターパーティとするカバー取引発注により、FX事業におけるひまわり証券の安定したカバー取引環境を確保した上で、対象者グループの更なる経営合理化を強力に推進してゆくことが、対象者グループの収益性を高め、ひいては対象者グループの株主価値向上に寄与すると判断したとのことです。

そこで、対象者は、平成23年12月に当社を割当先とする発行価額総額12億円の第三者割当増資（1株あたりの発行価格は、同第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日である平成23年11月9日のJASDAQにおける対象者普通株式の終値106円と比べ9.43%（小数点第三位以下四捨五入）のディスカウントとなる96円。）を実施し、当社はこれを引き受けました。これにより、当社の対象者に対する持株比率は62.97%（小数点以下第三位四捨五入）となり、対象者は当社の連結子会社となりました。

その後、対象者グループでは、平成23年10月にあらかじめ搭載された売買システムを選択するだけで、24時間、一定のルールに従い、ユーザーに代わって自動的に売買を繰り返す「エコトレFX」を全面リニューアルするなど、今後の収益力の強化に努めたとのことです。しかしながら、平成24年2月までは外国為替相場が一方的な円高傾向にあり、為替相場の変動率の低い状況も続いたことから、外国為替証拠金取引の収益が伸び悩み、平成24年3月期の連結当期純損益は61億86百万円の損失となり、これにより、同期末の連結純資産はマイナス42億5百万円となり、連結貸借対照表上、債務超過の状態となったとのことです。これにより、対象者は、平成24年6月28日付でJASDAQにおける有価証券上場規程第47条第1項3号（債務超過）の猶予期間入り銘柄及び監視区分銘柄に指定されたとのことです（猶予期間は平成24年4月1日から平成25年3月31日まで。）。この指定により、対象者が平成25年3月31日までに債務超過の状態でなくならなかった場合は、上場廃止基準に該当することになります。なお、上場廃止基準に該当した場合には、平成25年3月期に係る有価証券報告書が提出された後に整理銘柄に指定され、整理銘柄指定後1ヶ月後に上場廃止となる見込みとのことです。

平成25年3月期第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日～平成24年12月31日）における外国為替市場では、ドル円相場が4月以降は80円を割り込み、7月後半以降は78円付近の狭いレンジで停滞する展開となりましたが、10月後半以降に再び80円を超え、12月末には84円台をつけるに至りました。

このような環境の中、為替相場の変動率の低下による取引機会の減少に加え、韓国でのFX取引のレバレッジ規制の強化等の影響から韓国FX業者を対象としたBtoB取引が低調になったことなどにより、平成25年3月期第3四半期の対象者グループの連結営業収益は10億84百万円（前年同期は24億66百万円）にとどまったものの、前期から取り組んできたコスト削減策の効果により、連結経常損益は5億24百万円の利益（前年同期は22億49百万円の損失）、連結四半期純損益は5億37百万円の利益（前年同期は33億82百万円の損失）になったとのことです。このように対象者グループにおいて収益の改善傾向は見られるものの、平成24年12月31日時点での連結純資産はマイナス36億60百万円と依然として債務超過となっており、第3四半期の連結四半期純利益の額を踏まえても、抜本的な資本政策及び経営改革を実施しなければ、平成25年3月期末においても、対象者の債務超過が解消する見込みが立たない状況となっております。

当社は、平成23年12月の第三者割当増資により、対象者を連結子会社とした後、対象者の経営合理化を支援するために、対象者の経営に関する指導を継続することで、対象者の収益基盤を強化し、財務状態の改善を図ってまいりました。このような当社の指導には、対象者に対して顧問を派遣することによる、徹底した効率的業務運営、経費削減、収益性の低い事業の見直しが含まれております。まず に関しては、対象者において、当社グループで改善を重ねた業務の統一化や各業務担当者のスキルの重畳化を図る多能工化を推し進める等、当社の有するノウハウを対象者に対して提供してまいりました。次に、 に関しては、対象者の余剰人員の削減を指導するとともに、経費の大部分を占めていたシステム関連費用に関して対象者のシステムの費用対効果を徹底的に検証し、当該業務に適したシステム以外を排除し、大幅な経費削減を指導いたしました。最後に に関しては、業績が悪化していた韓国事業の縮小と両替事業からの撤退を指導いたしました。このような当社による対象者の経営合理化に向けた継続的な指導の結果として、ひまわり証券の自己資本規制比率は平成23年12月の180.0%から平成24年11月には336.9%まで156.9ポイント（小数点第二位以下四捨五入）上昇し、役職員1人当たり経常利益は、平成24年3月期第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日～平成23年12月31日）時点の5,897,987円から、約1,200万円分増加し、平成25年3月期第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日～平成24年9月30日）時点で6,591,215円となり、役職員の生産性の向上が実現されました。

しかしながら、営業収益が大幅に減少したことにより、その効果は限定的であり、上記のとおり、二期連続での債務超過の解消は困難な状況となりました。仮に二期連続での債務超過となった場合、前述のとおりJASDAQでの上場廃止基準に該当することとなり、有価証券報告書の提出から1ヶ月後に上場が廃止されることになるとのことです。具体的には、JASDAQにおける上場廃止基準に基づいて、対象者株式は平成25年7月末までに上場廃止となることになっております。

当社は、平成24年7月ころから、対象者の親会社として、対象者への追加出資や業務面での協力・提携も含め、対象者が金融商品取引所での上場を維持した上で、将来にわたって事業活動を継続するための施策を検討してまいりました。具体的には、対象者の平成24年3月期決算において連結債務超過額が約42億円に拡大することが判明したことから、対象者から当社に対して債務超過に伴う上場廃止を回避するための支援要請がありました。当社においても、金融機関である対象者が債務超過により上場廃止となった場合には、レピュテーションの毀損やこれによる顧客離れ等により企業価値を大きく毀損する可能性があることを憂慮し、追加増資、対象者と金融商品取引業を営む当社子会社との組織再編行為、取引金融機関への支援要請を軸にした対応策について検討及び協議を進めてまいりました。

しかしながら、各対応策については、以下の理由により実施を断念せざるをえませんでした。まず、追加増資については、約42億円にもものぼる対象者の連結債務超過額を解消するためには、対象者の時価総額の約4倍（平成24年12月28日終値ベース）もの規模の追加増資の引受が必要となることが判明したところ、このような規模の増資を実施した場合には大幅な株式の希釈化を招き、少数株主の利益を大きく毀損する可能性があります。また、このような大規模な第三者割当増資は、JASDAQの上場廃止基準として定められている「議決権の比率が300%を超える第三者割当」に該当するため、この面からも、追加増資による方法は取り得ないとの結論に至りました。

また、対象者を完全親会社とし、当社の金融商品取引業を営む子会社を完全子会社とする株式交換の実施等も検討いたしましたが、本施策についてもと同様に、株式交換対価としての新株の発行に伴い大幅な株式の希釈化を招くことになり、少数株主の権利を毀損する可能性があること、また、対象者と金融商品取引業を営む当社子会社との組織再編行為については、対象者の規模に比較して当社子会社の規模等が大きいため、実質的持続性の喪失（不適当な合併等）に係るJASDAQの上場廃止基準に該当する可能性があること、及びこのような組織再編行為のみでは対象者の債務超過を完全に解消することはできないことから実施されませんでした。さらに、平成24年7月ころから取引金融機関への支援要請として、対象者の取引金融機関に債務超過の解消のための支援を要請し、平成24年11月末ころまで継続して交渉を行ってまいりましたが、債務超過を解消するための十分な条件での合意に至ることができませんでした。

以上のように、平成24年7月ころから、当社では、対象者の親会社として、対象者の債務超過の解消について対象者への追加出資や業務面での協力・提携も含め、対象者が金融商品取引所での上場を維持した上で、将来にわたって事業活動を継続するための施策に関し真摯に検討・交渉を行ってまいりました。

しかしながら、当社及び対象者の近時の事業及び経営環境等に鑑みると、短期的な収益の改善により平成25年3月期末の対象者の債務超過を解消するのは困難であり、また、株式価値の大幅な希釈化を招くことなく、追加出資により債務超過を解消することも困難であると判断いたしました。そして、当社は、対象者の一般株主の皆様に対象者の上場廃止に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、対象者が長期的に企業価値を向上させていくために、対象者の株主の皆様に対して株式の売却の機会を提供し、対象者を完全子会社化することが、株主の皆様、従業員を含めた全てのステークホルダーにとって最善の選択になるとの結論に至り、平成24年12月初旬ころから対象者株式に対して公開買付けを実施することの検討を開始し、平成24年12月中旬頃、対象者に対して本公開買付けについて初期的な提案を行い、その後対象者との間で、対象者の企業価値向上策や本公開買付けの条件等について協議を重ね、当社は、平成24年12月20日に株式公開買付提案書を対象者に提出した上で、平成25年2月4日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付け後の対象者の経営陣及び従業員につきましては、完全子会社化後も当面これまで通り継続して対象者の事業運営にあたることを考えています。また、本公開買付け後の当社及び対象者の業務面での協力・提携の内容については、本公開買付け後に検討することを予定しております。

当社は、本公開買付価格を決定するために、対象者より提供された情報に基づき、対象者の財務・事業を多面的・総合的に分析いたしました。また、当社は、対象者株式が一般的に金融商品取引所を通じて売買されていることに鑑みて、本公開買付けについての公表日である平成25年2月4日の対象者普通株式のJASDAQにおける終値（113円）と同額となるよう、本公開買付価格を決定しました。なお、当社は、本公開買付価格の決定に際しては、上記のとおり、対象者より提供された資料に基づき、対象者の株式価値に関するその他の諸要素（対象者より提供された事業戦略、サービス及び顧客等に関する情報、並びに株価推移）を総合的に考慮することにより本公開買付価格を決定しうると判断したため、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

本公開買付価格の113円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成25年2月1日の対象者普通株式のJASDAQにおける終値（93円）に対して21.51%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去1ヵ月間（平成25年1月4日から平成25年2月1日まで）の終値単純平均（62円（小数点以下四捨五入））に対して82.26%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、同過去3ヵ月間（平成24年11月2日から平成25年2月1日まで）の終値単純平均（58円（小数点以下四捨五入））に対して94.83%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、同過去6ヵ月間（平成24年8月2日から平成25年2月1日まで）の終値単純平均（57円（小数点以下四捨五入））に対して98.25%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当します。

#### （イ）対象者の意思決定の過程

前述のとおり、対象者は、平成23年3月に発生した東日本大震災後の国内株式相場の急落等により、立替金等が約80億円発生したことに伴う特別損失等を受け、平成23年12月に当社への第三者割当増資を実施し、これにより一旦は連結債務超過の解消と自己資本規制比率の改善を果たしたとのことです。しかしながら、その後、平成24年3月期決算において立替金等に関する追加の貸倒引当金繰入額やシステム契約解約損、減損損失及び退職特別加算金の特別損失を計上したことにより、連結債務超過額が約42億円に拡大したとのことです。

対象者は、平成23年10月の「エコトレFX」の全面リニューアル、平成23年12月に当社の連結子会社となって以降に当社と共に実施した徹底した効率的業務運営、経費削減、収益性の低い事業の見直し等を通じて、収益力向上に向けた経営合理化策を講じてきたとのことです。このような経営合理化策による大幅なコスト削減や平成24年10月後半以降の円安ドル高傾向の貢献により、前期実績との比較では収益が一定程度改善したとのことです。しかしながら、平成25年3月期第3四半期までの純利益実績（連結経常損益は5億24百万円の利益、連結四半期純損益は5億37百万円の利益）を勘案しても、前述した約42億円の連結債務超過を解消する見込みは立っていないとのことです。このため、かかる現状においては、対象者が平成25年3月期末において二期連続での債務超過となり、JASDAQでの上場廃止基準に該当するため、有価証券報告書の提出から1ヵ月後に上場が廃止されることが見込まれております。

対象者は、平成24年3月期における約42億円の連結債務超過が判明して以降、対象者が債務超過により上場廃止となった場合には、対象者の一般株主の皆様を上場廃止に伴い発生する経済的リスクの負担が及ぶこと、レピュテーションの毀損やこれによる顧客離れ等により企業価値を大きく毀損する可能性があることから、当社に対して、平成25年3月期末における債務超過を解消して上場廃止を回避するための支援要請を行うと共に、対応策を検討してきたとのことです。しかしながら、前述のとおり当社による支援等を通じた収益力の改善には限界があり、平成25年3月末までに対象者の債務超過を解消するに足る収益を上げることは困難である一方で、前述した追加増資、対象者と金融商品取引業を営む当社子会社との組織再編行為、取引金融機関への支援要請といった諸施策については、前述の理由により実現可能性がないことから、実施を断念せざるを得なかったとのことです。

また、対象者は、平成23年12月の第三者割当増資実施以降、当社の指導を受けて徹底した効率的業務運営、経費削減、収益性の低い事業の見直しを図ってまいりました。その結果、対象者と当社グループの間には業務面及び人事面において緊密かつ継続的な関係が生じております。具体的には、業務面においては、対象者事業収益のほぼ全てはFX事業が生み出しているところ、対象者連結子会社のひまわり証券は、当社グループからFX事業に関してFX取引システムの供給を受けると共にシステム全般の開発・保守・運用を当社グループに委託しております。また、対象者の信用力が低下している現状においても、FX事業に必須であるカバー取引先を当社グループが引き受けております。加えて、人事面においては、平成24年3月期に大幅な人員削減を実施したことに伴い、対象者及びひまわり証券の従業員12名のうち約半数の5名は当社グループからの出向者及び転籍者であり、かつ、ひまわり証券の代表取締役を当社従業員が兼務しております。このように対象者は、業務面・人事面の両面において当社グループの支援を受けており、当社グループの協力・提携なくして事業活動を継続することは困難な状況にあります。

以上のような状況の中、対象者は、前述のとおり、平成24年12月中旬頃に当社から本公開買付けについて初期的な提案を受け、その後当社との間で、対象者の企業価値向上策や本公開買付けの条件等について協議を重ね、平成24年12月20日に当社から株式公開買付提案書を受領いたしました。また、その後も交渉を重ね、公開買付価格（113円）その他本公開買付けの諸条件について合意に至りました。

対象者は、前述のような経緯及び認識を踏まえ、対象者の一般株主の皆様に対象者の上場廃止に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、対象者が長期的に企業価値を維持するためには、対象者の株主の皆様に対して株式の売却の機会を提供し、対象者を当社の完全子会社化することが、株主の皆様、従業員を含めた全てのステークホルダーにとって最も望ましいと考えているとのことです。

そこで対象者は、上記の検討結果及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、対象者の財務状態、上場廃止基準抵触の蓋然性、上場廃止を回避するための方策の内容及び検討経緯、対象者と当社の関係、対象者の株主の皆様と与え得る悪影響等を考えると、本公開買付けが対象者の企業価値の維持の観点から有益であり、第三者委員会の答申書、第三者算定機関の株式価値評価報告書及び法務アドバイザーの助言等を踏まえると、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上から、対象者は、平成25年2月4日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者が当社の連結子会社であること並びに当社と対象者との間の人事及び業務上の継続的な関係に鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。

対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるピバルコ・ジャパン株式会社（以下「ピバルコ・ジャパン」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。ピバルコ・ジャパンは、対象者株式について、市場株価法及びDCF法による算定を行い、対象者は平成25年2月1日に株式価値評価報告書を取得したとのことです。なお、対象者は、ピバルコ・ジャパンから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

ピバルコ・ジャパンによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

市場株価法	57円～93円
DCF法	26円～53円

市場株価法では、平成25年2月1日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引の基準日終値93円、直近1ヶ月間の終値の平均値62円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の平均値58円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の平均値57円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の1株当たり株式価値の範囲を57円から93円までと分析しているとのことです。

次に、DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を26円から53円までと分析しているとのことです。なお、DCF法による算定にあたり前提とした対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び対象者から独立したリーガルアドバイザーとして潮見坂綜合法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

#### 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成25年1月9日、当社及び対象者の取締役会から独立性の高い、外部の有識者である西岡祐介氏（弁護士、二重橋法律事務所）、石井豊氏（ウェイトアドバイザー株式会社、代表取締役）及び森俊明氏（公認会計士、対象者の社外監査役であり、取引所規則に基づく独立役員として届け出ているとのことです。）の3名から構成される第三者委員会を正式に設置し、第三者委員会に対し、(a)本公開買付けの目的の正当性、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続の公正性及び(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるかについて諮問し、答申書の提出を委嘱したとのことです。

第三者委員会は、準備委員会を含め平成24年12月26日から平成25年2月4日まで合計7回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。

対象者プレスリリースによれば、具体的には、当社側に対して資料の提供を求めるとともに、本公開買付けの提案に至った背景、今後の経営方針、本公開買付けの具体的なスキーム、本公開買付けの算定方法その他の諸条件等に関する質疑応答を行い、また、対象者に資料の提供を求めるとともに、事業内容、直近の業績、事業計画、資産等の状況、株価の推移、株主構成、その他本公開買付けに対する考え方について説明を受けた上で質疑応答を行ったとのことです。さらに、ビバルコ・ジャパンが対象者に提出した株式価値評価報告書の内容についてビバルコ・ジャパンから説明を受けた上で質疑応答を行ったとのことです。

第三者委員会は、以上の検討を踏まえ、平成25年2月4日、対象者に対し、賛同の意見表明を決定することが対象者の「少数株主にとって不利益なものでないこと」の具体的な内容として、(a)対象者の企業価値の維持の観点から2期連続での債務超過による上場廃止を回避するための方策を模索することは正当であるところ、

第三者割当増資、株式交換などの組織再編、金融機関に対する債務免除の要請等の他の代替的手法が見当たらない中で、本公開買付けは、2期連続での債務超過による上場廃止に起因した対象者のレピュテーション低下による対象者の企業価値の毀損を免れるための相当な方策であることなどから、本公開買付けの目的は正当と認められ、(b)本公開買付けに係る交渉過程においては、第三者委員会の設置、取締役及び監査役全員の承認及び独立した第三者評価機関からの算定書の取得といった措置が講じられており、その他、当社が親会社として対象者の意思決定過程に介入したことを疑わせる事象、根拠、事情は特段、見当たらないことなどから、本公開買付けに係る交渉過程の手続につき、公正性が認められ、(c)本公開買付けにおいては、(i)公開買付届出書等による対象者株主への相当な情報提供、第三者委員会の活用、取締役及び監査役全員の承認、弁護士からの法的助言の取得、独立した第三者評価機関からの算定書の取得及び二段階買収における強圧性の回避といった利益相反及び強圧性を回避するための相当な措置が講じられており、また、(ii)本公開買付けについては、第三者評価機関から取得した算定書で採用された複数の算定方法はいずれも一般に有意妥当として用いられているものであり、その内容について恣意的な価格の算定がなされたことを疑わせる事情は認められず、対象者は現状のままであると上場廃止になることが確実である状況にあるため本件を他の事例と単純に比較してプレミアムを論じることは適切ではなく、直近の市場株価の上昇は平成25年3月期末までに上場廃止を回避するための何らかのコーポレートアクションが実施されるとの予想を織り込んだものとも評価し得るところ、本公開買付け価格を短期的な影響を捨象できるより長期の市場株価である3ヶ月平均、6か月平均と比較すれば一般的なプレミアムが付されているとも評価し得る上、DCF法による算定結果の中間値のみならず、そのレンジの上限をも上回るものであるため、相当なプレミアムが付されているものと評価し得ること、本公開買付けに係る買付期間が比較的長期間に設定されていること、及び対抗買付けが生じた場合に当該対抗者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていないことなどからすれば、本公開買付け価格の適正性を担保する客観的状況の確保のための措置が講じられているものと認められるため、本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性が認められるとの答申書を提出したとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、ビバルコ・ジャパンより取得した株式価値評価報告書、潮見坂総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申結果その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、対象者の財務状態、上場廃止基準抵触の蓋然性、上場廃止を回避するための方策の内容及び検討経緯、対象者と当社の関係、対象者の株主の皆様と与え得る悪影響等を踏まえると、本公開買付けが対象者の企業価値の維持の観点から有益であり、第三者委員会の答申書、第三者算定機関の株式価値評価報告書及び法務アドバイザーの助言等を踏まえると、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年2月4日開催の取締役会において、取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、監査役全員が上記対象者取締役会に出席し、全員一致で対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付けの適正性も担保することを企図しております。更に、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、対象者の発行済普通株式の全て（当社が所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する予定です。本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、本公開買付けの成立後において、以下の手続により、当社が対象者の発行済普通株式の全てを取得することを予定しております。

完全子会社化を実施する場合の具体的手続としては、本公開買付けが成立した後に、対象者は、(a)普通株式とは別の種類の対象者株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、(b)上記(a)による変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び(c)対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部（但し、対象者の所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別の種類の対象者株式を交付すること（但し、当該別個の種類の対象者株式について上場申請は行わない予定です。）を付議議案に含む株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を平成25年6月を目処に開催し、上記(a)乃至(c)を上程すること、及び上記(b)の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主の株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を本株主総会の開催日に開催し、上記(b)を上程することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において、それぞれ上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全てが対象者に取得されることとなり、対象者の普通株主の皆様には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の普通株主のうち交付されるべき当該別の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別の種類の対象者株式を当社に対して売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別の種類の対象者株式の売却の結果、各普通株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格（113円）に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを所有することとなるよう、公開買付者以外の対象者の普通株主のうちで本公開買付けに応募されなかった皆様に対して交付する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、( )上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、( )上記(c)の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの( )又は( )の方法による1株当たりの買付価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。また、上記(a)乃至(c)の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外の対象者の株主の皆様を対象者株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の対象者の普通株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを所有することとなることを予定しており、この場合において公開買付者以外の普通株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格（113円）に当該普通株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに開示します。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本書提出日現在、JASDAQに上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、JASDAQの上場廃止基準に従って、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することとなった場合には、上場廃止基準に該当し、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式をJASDAQにおいて取引することができなくなります。また、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われず、上場廃止となる見込みです。

なお、仮に本公開買付けの実施がなかったとしても、対象者は、平成24年3月末日当時、債務超過であったため、平成25年3月末日までに債務超過を解消しなければ、「上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき」（JASDAQにおける有価証券上場規程第47条第1項第（3）号）とのJASDAQにおける上場廃止基準に基づいて、対象者普通株式は平成25年7月末日までに上場廃止となることになっています。

- (6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項  
該当事項はありません。

## 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

## (1) 【買付け等の期間】

## 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年2月5日（火曜日）から平成25年3月19日（火曜日）まで（30営業日）
公告日	平成25年2月5日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス（ <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

## 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

## 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

## (2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金113円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するために、対象者より提供された情報に基づき、対象者の財務・事業を多面的・総合的に分析いたしました。また、当社は、対象者株式が一般的に金融商品取引所を通じて売買されていることに鑑みて、本公開買付けについての公表日である平成25年2月4日の対象者普通株式のJASDAQにおける終値（113円）と同額となるよう、本公開買付価格を決定しました。なお、当社は、本公開買付価格の決定に際しては、上記のとおり、対象者より提供された資料に基づき、対象者の株式価値に関するその他の諸要素（対象者より提供された事業戦略、サービス及び顧客等に関する情報、並びに株価推移）を総合的に考慮することにより本公開買付価格を決定しうると判断したため、第三者算定機関の算定書は取得していません。</p> <p>本公開買付価格の113円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成25年2月1日の対象者普通株式のJASDAQにおける終値（93円）に対して21.51%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去1ヵ月間（平成25年1月4日から平成25年2月1日まで）の終値単純平均（62円（小数点以下四捨五入））に対して82.26%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、同過去3ヵ月間（平成24年11月2日から平成25年2月1日まで）の終値単純平均（58円（小数点以下四捨五入））に対して94.83%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、同過去6ヵ月間（平成24年8月2日から平成25年2月1日まで）の終値単純平均（57円（小数点以下四捨五入））に対して98.25%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当します。</p>

算定の経緯	<p>(本公開買付価格決定の経緯)</p> <p>平成24年7月ころから、当社では、対象者の親会社として、対象者の債務超過の解消について対象者への追加出資や業務面での協力・提携も含め、対象者が金融商品取引所での上場を維持した上で、将来にわたって事業活動を継続するための施策に関し真摯に検討・交渉を行ってまいりました。</p> <p>しかしながら、当社及び対象者の近時の事業及び経営環境等に鑑みると、短期的な収益の改善により平成25年3月期末の対象者の債務超過を解消するのは困難であり、また、株式価値の大幅な希釈化を招くことなく、追加出資により債務超過を解消することも困難であると判断いたしました。そして、当社は、対象者の一般株主の皆様に対象者の上場廃止に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、対象者が長期的に企業価値を向上させていくために、対象者の株主の皆様に対して株式の売却の機会を提供し、対象者を完全子会社化することが、株主の皆様、従業員を含めた全てのステークホルダーにとって最善の選択になるとの結論に至り、平成24年12月初旬ころから対象者株式に対して公開買付けを実施することの検討を開始し、平成24年12月中旬頃、対象者に対して本公開買付けについて初期的な提案を行い、その後対象者との間で、対象者の企業価値向上策や本公開買付けの条件等について協議を重ね、当社は、平成24年12月20日に株式公開買付提案書を対象者に提出した上で、平成25年2月4日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するために、対象者より提供された情報に基づき、対象者の財務・事業を多面的・総合的に分析いたしました。また、当社は、対象者株式が一般的に金融商品取引所を通じて売買されていることに鑑みて、本公開買付けについての公表日である平成25年2月4日の対象者普通株式のJASDAQにおける終値(113円)と同額となるよう、本公開買付価格を決定しました。なお、当社は、本公開買付価格の決定に際しては、上記のとおり、対象者より提供された資料に基づき、対象者の株式価値に関するその他の諸要素(対象者より提供された事業戦略、サービス及び顧客等に関する情報、並びに株価推移)を総合的に考慮することにより本公開買付価格を決定しうると判断したため、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p>当社及び対象者は、対象者が当社の連結子会社であること並びに当社と対象者との間の人事及び業務上の継続的な関係に鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。</p>
-------	---

対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるビバルコ・ジャパンに対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。ビバルコ・ジャパンは、対象者株式について、市場株価法及びDCF法による算定を行い、対象者は平成25年2月1日に株式価値評価報告書を取得したとのことです。なお、対象者は、ビバルコ・ジャパンから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

ビバルコ・ジャパンによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

市場株価法	57円～93円
DCF法	26円～53円

市場株価法では、平成25年2月1日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引の基準日終値93円、直近1ヶ月間の終値の平均値62円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の平均値58円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の平均値57円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の1株当たり株式価値の範囲を57円から93円までと分析しているとのことです。

次に、DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を26円から53円までと分析しているとのことです。なお、DCF法による算定にあたり前提とした対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び対象者から独立したリーガルアドバイザーとして潮見坂綜合法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

	<p><b>対象者における独立した第三者委員会の設置</b></p> <p>対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成25年1月9日、当社及び対象者の取締役会から独立性の高い、外部の有識者である西岡祐介氏（弁護士、二重橋法律事務所）、石井豊氏（ウェイドアドバイザー株式会社、代表取締役）及び森俊明氏（公認会計士、対象者の社外監査役であり、取引所規則に基づく独立役員として届け出ているとのことです。）の3名から構成される第三者委員会を正式に設置し、第三者委員会に対し、(a)本公開買付けの目的の正当性、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続の公正性及び(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるかについて諮問し、答申書の提出を委嘱したとのことです。</p> <p>第三者委員会は、準備委員会を含め平成24年12月26日から平成25年2月4日まで合計7回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。</p> <p>対象者プレスリリースによれば、具体的には、当社側に対して資料の提供を求めるとともに、本公開買付けの提案に至った背景、今後の経営方針、本公開買付けの具体的なスキーム、本公開買付け価格の算定方法その他の諸条件等に関する質疑応答を行い、また、対象者に資料の提供を求めるとともに、事業内容、直近の業績、事業計画、資産等の状況、株価の推移、株主構成、その他本公開買付けに対する考え方について説明を受けた上で質疑応答を行ったとのことです。さらに、ビバルコ・ジャパンが対象者に提出した株式価値評価報告書の内容についてビバルコ・ジャパンから説明を受けた上で質疑応答を行ったとのことです。</p>
--	---

第三者委員会は、以上の検討を踏まえ、平成25年2月4日、対象者に対し、賛同の意見表明を決定することが対象者の「少数株主にとって不利益なものでないこと」の具体的内容として、(a) 対象者の企業価値の維持の観点から2期連続での債務超過による上場廃止を回避するための方策を模索することは正当であるところ、第三者割当増資、株式交換などの組織再編、金融機関に対する債務免除の要請等の他の代替的手法が見当たらない中で、本公開買付けは、2期連続での債務超過による上場廃止に起因した対象者のレピュテーション低下による対象者の企業価値の毀損を免れるための相当な方策であることなどから、本公開買付けの目的は正当と認められ、(b) 本公開買付けに係る交渉過程においては、第三者委員会の設置、取締役及び監査役全員の承認及び独立した第三者評価機関からの算定書の取得といった措置が講じられており、その他、当社が親会社として対象者の意思決定過程に介入したことを疑わせる事象、根拠、事情は特段、見当たらないことなどから、本公開買付けに係る交渉過程の手續につき、公正性が認められ、(c) 本公開買付けにおいては、(i) 公開買付届出書等による対象者株主への相当な情報提供、第三者委員会の活用、取締役及び監査役全員の承認、弁護士からの法的助言の取得、独立した第三者評価機関からの算定書の取得及び二段階買収における強圧性の回避といった利益相反及び強圧性を回避するための相当な措置が講じられており、また、(ii) 本公開買付価格については、第三者評価機関から取得した算定書で採用された複数の算定方法はいずれも一般に有意妥当として用いられているものであり、その内容について恣意的な価格の算定がなされたことを疑わせる事情は認められず、対象者は現状のままであると上場廃止になることが確実である状況にあるため本件を他の事例と単純に比較してプレミアムを論じることは適切ではなく、直近の市場株価の上昇は平成25年3月期末までに上場廃止を回避するための何らかのコーポレートアクションが実施されるとの予想を織り込んだものとも評価し得るところ、本公開買付価格を短期的な影響を捨象できるより長期の市場株価である3ヶ月平均、6か月平均と比較すれば一般的なプレミアムが付されているとも評価し得る上、DCF法による算定結果の中間値のみならず、そのレンジの上限をも上回るものであるため、相当なプレミアムが付されているものと評価し得ること、本公開買付けに係る買付期間が比較的長期間に設定されていること、及び対抗買付けが生じた場合に当該対抗者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていないことなどからすれば、本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保のための措置が講じられているものと認められるため、本公開買付けに係る公正な手續を通じた少数株主の利益への配慮に合理性が認められるとの答申書を提出したとのことです。

	<p>対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認</p> <p>対象者プレスリリースによれば、対象者は、ビバルコ・ジャパンより取得した株式価値評価報告書、潮見坂綜合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申結果その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、対象者の財務状態、上場廃止基準抵触の蓋然性、上場廃止を回避するための方策の内容及び検討経緯、対象者と当社の関係、対象者の株主の皆様と与え得る悪影響等を踏まえると、本公開買付けが対象者の企業価値の維持の観点から有益であり、第三者委員会の答申書、第三者算定機関の株式価値評価報告書及び法務アドバイザーの助言等を踏まえると、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年2月4日開催の取締役会において、取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。</p> <p>また、監査役全員が上記対象者取締役会に出席し、全員一致で対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。</p> <p>他の買付者からの買付機会を確保するための措置</p> <p>当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付けの適正性も担保することを企図しております。更に、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,969,657(株)	486,200(株)	(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(486,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けは、当社が対象者の発行済普通株式の全て(但し、当社が所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。本公開買付けにより当社が取得する株券等の最大数(買付予定数と同数です。)は、本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数19,850,000株から、本書提出日現在当社が所有する対象者普通株式数12,500,000株及び本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在対象者が所有する自己株式数380,343株を控除した株式数6,969,657株になります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

## 5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	69,696
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月5日現在)(個)(d)	125,000
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月5日現在)(個)(g)	3,285
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)	194,696
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	35.80
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(6,969,657株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主の議決権の数(194,676個)に、本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の単元未満株式2,100株から本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在対象者が所有する単元未満自己株式43株を控除した2,057株に係る議決権の数(20個)を加えた議決権の数(194,696個)を、「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

公開買付代理人  
株式会社ライブスター証券  
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階

本公開買付けに応募しようとする対象者の株主（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人のホームページ（<http://www.live-sec.co.jp>）画面もしくは電話等により公開買付応募申込書をご請求頂き、公開買付代理人より発送された「公開買付応募申込書」に所定事項を記載の上公開買付代理人までご返送頂き申込む方法にて、応募を行ってください。

なお、応募の際には、本人確認書類が必要となる場合があります（注1）（なお、公開買付応募申込書を郵送される場合、下記に記載する公開買付代理人に開設した応募株主口座へ応募株券等の振替手続を完了した上で、公開買付応募申込書が、公開買付代理人の本店に公開買付期間の末日の午後3時までには到達するように応募を行ってください。）。

本公開買付けに係る株券等の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の証券総合取引口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

公開買付代理人に証券総合取引口座を開設しておられない応募株主等には、公開買付代理人に新規に証券総合取引口座を開設していただく必要があります。証券総合取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）が必要となります。

外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等につきましては、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「（8）その他」をご参照下さい。

個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせ下さい。（注3）

#### （注1）本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人本人及び代表者の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者」についても本人確認書類が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

個	人・・・	印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、パスポート等
		本人特定事項 氏名、住所、生年月日
法	人・・・	登記簿謄本、現在事項全部証明書もしくは履歴事項全部証明書
		本人特定事項 名称、本店又は主たる事務所の所在地

外国人株主等・・・ 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限り、）

（注2）株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について（個人の株主等の場合）

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（注3）特別口座からの振替手続

上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

## (2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の午後3時まで、応募受付をした公開買付代理人に「公開買付解除申告書」（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の午後3時までには到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

株式会社ライブスター証券 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号  
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階

## (3) 【株券等の返還方法】

上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

## (4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社ライブスター証券 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号  
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階

## 8 【買付け等に要する資金】

### (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	787,571,241
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	21,000,000円
その他(c)	11,187,750円
合計(a) + (b) + (c)	819,758,991円

（注1）「買付代金（円）(a)」欄には、買付予定数（6,969,657株）に1株当たりの買付価格（113円）を乗じた金額を記載しております。

（注2）「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

（注3）「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

（注4）その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後までは未定です。

（注5）上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
普通預金	900,265
計(a)	900,265

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

900,265千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社ライブスター証券  
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階

(2) 【決済の開始日】

平成25年3月27日(水曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所又は所在地)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)が公開買付代理人に開設した応募株主口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)が指定する金融商品取引業者の証券取引口座、若しくは応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(486,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(486,200株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びラないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

対象者の重要な子会社に令第14条 1 項 3 号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6 第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2)契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の6 第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8 第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4 及び府令第30条の2 に規定する方法により公表します。

(8)【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第 2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

#### (1) 【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

年月	沿革
平成20年 4 月	株式会社 I S ホールディングス設立（設立時の本店所在地：東京都千代田区丸の内一丁目11番 1 号、設立時の資本金：3 億円）
平成20年10月	I P O証券株式会社（現株式会社アイネット証券）を子会社化
平成21年 2 月	レオス・キャピタルワークス株式会社を子会社化
平成21年 2 月	資本金600,000,000円に増資
平成21年 5 月	アイディーオー証券株式会社（現株式会社ライブスター証券）を子会社化
平成21年 6 月	燦キャピタルマネージメント株式会社をグループ会社化
平成21年 7 月	大阪投資マネージメント株式会社をグループ会社化
平成21年12月	株式会社アース・カーを設立
平成24年 5 月	日本ビルド株式会社をグループ会社化

##### 【会社の目的及び事業の内容】

#### 会社の目的

1 次の事業を営む会社これに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。

- ( 1 ) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- ( 2 ) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次又は代理
- ( 3 ) 取引所金融市場における有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次又は代理
- ( 4 ) 外国金融商品市場における有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次又は代理
- ( 5 ) 店頭デリバティブ取引及びその媒介、取次又は代理
- ( 6 ) 有価証券の投資、運用及び保有業務
- ( 7 ) 国内及び外国の商品先物取引所に上場されている穀物類、ゴム、石油等の商品を対象とした売買及び売買に関するコンサルティング業務
- ( 8 ) 金融業務
- ( 9 ) 講演会、シンポジウム、セミナー等の開催
- ( 10 ) 出版物及び音声ソフトウェア・映像ソフトウェアの企画、製作及び販売並びにこれらの輸出入業務
- ( 11 ) 通信回線を利用したソフトウェアの利用提供及びこれに関する情報提供サービス
- ( 12 ) 通信回線を利用したソフトウェアの開発及びコンサルテーション業務
- ( 13 ) コンピューターソフトウェアの受託作成、開発業務
- ( 14 ) コンピューターソフトウェアの提供及び運用管理指導の請負業務
- ( 15 ) コンピューターソフトウェア及び関連機器の研究並びに販売業務
- ( 16 ) コンピューターソフトウェアに関する分析コンサルテーション業務
- ( 17 ) 前記 ( 11 ) から ( 16 ) に係る情報システムの改善・設計・開発に関する教育・研究とコンサルティング業務

- (18) 情報処理技術者の派遣業務
  - (19) 前記(11)から(16)までの事業に関わる事業の請負業務
  - (20) 前記(11)から(16)までの事業に関連する一切の業務
  - (21) カーシェアリング事業
  - (22) 次世代エネルギー事業
  - (23) その他一切の事業
- 2 前号(1)ないし(23)の各事業を自ら営むこと。
  - 3 前各号に付帯又は関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、株式等の保有管理及び経営に対する助言サポート等を通じた、持株会社事業を主たる事業の内容としています。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成25年2月5日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
金600,000,000	8,780

【大株主】

(平成25年2月5日現在)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式の数の割合 (%)
遠藤 昭二	千葉県千葉市稲毛区	4,510	51.37
株式会社 3 A	千葉県千葉市稲毛区稲毛東一丁目18番17号	2,200	25.06
村井 眞一	京都府京都市山科区	1,140	12.98
計	-	7,850	89.41

(注1) 上記大株主以外に、公開買付者が930株(発行済株式の総数に対する所有株式の数の割合: 10.59%(小数点第三位以下四捨五入))を自己株式として所有しております。

(注2) 「発行済株式の総数に対する所有株式の数の割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年 2 月 5 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		遠藤 昭二	昭和37年 1 月29日生	平成12年 5 月 (株)アイアンドエーエス 代表取締役 就任 平成15年 4 月 (株)新日本通商 (現 (株)外為オンライ ン) 代表取締役就任 平成20年 4 月 当社 代表取締役就任 (現任) 平成24年 6 月 (株)アース・カー 代表取締役就任 (現任) 平成24年 7 月 日本ビルド株式会社 代表取締役就 任 (現任)	4,510
取締役会長		柿塚 正勝	昭和18年10月27日生	平成 5 年 5 月 新日本監査法人 (現 新日本有限責 任監査法人) 理事就任 平成19年 7 月 公認会計士柿塚事務所開設現在に至 る 慶応義塾大学商学部大学院特別招 聘教授 (現任) 平成20年 4 月 当社 取締役会長就任 (現任)	-
常務取締役	投資運用業務統括部 統括部長 システム運営部 部長	岩田 次郎	昭和37年 7 月 2 日生	平成20年 4 月 当社入社 平成21年 2 月 レオス・キャピタルワークス(株) 代 表取締役就任 (現任) 平成21年 4 月 当社 常務取締役就任 (現任) 平成23年 6 月 (株)アイアンドエーエス 代表取締役 就任 (現任)	-
取締役	社長室 室長 証券業務統括部 部長	根津 文彦	昭和51年 5 月19日生	平成20年 4 月 当社入社 (株)外為オンライン 代表取締役就任 平成20年 8 月 当社 常務取締役就任 平成24年 6 月 当社 取締役就任 (現任) 平成24年 7 月 (株)アイネット証券 代表取締役就任 (現任)	-
取締役	経理部 部長 経営監理部 部長 金融監理部 部長 システム監理部 部長	関根 伸介	昭和38年 1 月12日生	平成20年 1 月 (株)新日本通商 (現 (株)外為オンライ ン) 取締役就任 (現任) 平成20年 4 月 当社 取締役就任 (現任) 平成21年12月 (株)アイアンドエーエス 取締役就任 (現任)	-
取締役	為替業務統括部 部長	岩城 順	昭和39年 7 月10日生	平成20年 4 月 当社入社 (株)F Xトレーディングシステムズ 代表取締役就任 (現任) 平成20年 8 月 当社 取締役就任 (現任) 平成21年12月 (株)F Xプロ 代表取締役就任 (現 任)	-
取締役	証券業務統括部 統括部長	小澤 明久	昭和50年 3 月26日生	平成20年 4 月 当社入社 平成21年 5 月 アイディーオー証券(株) (現 (株)ライ プスター証券) 代表取締役就任 (現任) 平成21年 6 月 当社 取締役就任 (現任)	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
取締役	総務部 部長	金子 歩	昭和36年10月3日生	平成20年4月 当社入社 平成22年5月 当社 取締役就任(現任)	-
取締役	証券業務統括部 統括部長	古作 篤	昭和51年3月17日生	平成21年5月 当社入社 平成22年6月 当社 取締役就任(現任) (株)アイネット証券 代表取締役就任 平成24年7月 (株)外為オンライン 代表取締役就任 (現任)	-
取締役	経営企画室 室長 システム開発部 部長	星野 智英	昭和51年8月9日生	平成20年4月 当社入社 平成22年2月 (株)FXトレーディングシステムズ 取締役就任(現任) 平成22年6月 当社 取締役就任(現任)	-
取締役		坂本 軍治	昭和16年3月30日生	昭和58年2月 ファースト・シカゴ銀行 東京支店 (現 JPモルガン・チェース銀 行)入行 平成11年11月 (株)ジャパンエコノミックパルス 代 表取締役就任(現任) 平成20年4月 当社 取締役就任(現任)	-
取締役		鈴木 伸雄	昭和23年11月28日生	平成14年6月 あさひ銀事業投資(株)(現 りそ なキャピタル株)取締役就任 平成15年11月 (株)ストライク 取締役就任(現任) 平成20年4月 当社 取締役就任(現任)	-
常勤監査役		大森 実	昭和26年9月13日生	平成9年9月 (株)ワカバヤシエフエックスアソシエ イツ(現 (株)FXトレーディングシ ステムズ)代表取締役就任 平成20年4月 当社 監査役就任(現任) 平成20年4月 (株)FXトレーディングシステムズ 監査役就任(現任) 平成20年4月 (株)FXプロ 監査役就任(現任) 平成20年11月 IPO証券株(現 (株)アイネット証 券) 監査役就任(現任) 平成21年1月 (株)外為オンライン 監査役就任(現 任) 平成21年2月 レオス・キャピタルワークス株 監 査役就任(現任) 平成21年5月 アイディーオー証券株(現 (株)ライ プスター証券) 監査役就任(現 任) 平成22年4月 (株)アース・カー 監査役就任(現 任) 平成24年6月 (株)アイアンドエーエス 監査役就任 (現任) 平成24年6月 (株)ISソフト 監査 役就任(現任)	-
計					4,510

(注) 取締役坂本軍治及び鈴木伸雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(2)【経理の状況】

公開買付者の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成されております。

公開買付者の財務諸表は、法第193条の2第1項の規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明を受けておりません。なお、会社法第436条第2項の規定に基づき、第9期事業年度の計算書類及びその附属明細書については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

【貸借対照表】

平成24年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,582,044</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,552,200</b>
現金及び預金	886,503	短期借入金	10,226,682
売掛金	191,272	未払金	22,091
貯蔵品	17	未払費用	117,522
前渡金	1,666	預り金	44,989
前払費用	52,812	賞与引当金	26,791
短期貸付金	1,897,883	役員賞与引当金	91,999
未収還付法人税等	565,691	その他	22,124
その他	92,592	<b>固定負債</b>	<b>69,019</b>
貸倒引当金	1,106,396	繰延税金負債	7,250
<b>固定資産</b>	<b>10,798,227</b>	退職給付引当金	24,274
<b>有形固定資産</b>	<b>53,948</b>	資産除去債務	37,494
建物	51,330	<b>負債合計</b>	<b>10,621,219</b>
工具、器具及び備品	2,617	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>1,690</b>	<b>株主資本</b>	<b>2,759,051</b>
ソフトウェア	1,690	<b>資本金</b>	<b>600,000</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,742,589</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>2,047,707</b>
関係会社株式	9,327,514	資本準備金	347,942
関係会社出資金	290,000	その他資本剰余金	1,699,764
関係会社長期貸付金	619,572	<b>利益剰余金</b>	<b>634,654</b>
差入保証金	644,145	その他利益剰余金	634,654
長期前払費用	15	繰越利益剰余金	634,654
破産更生債権等	102,280	<b>自己株式</b>	<b>523,310</b>
貸倒引当金	240,938	<b>純資産合計</b>	<b>2,759,051</b>
<b>資産合計</b>	<b>13,380,271</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>13,380,271</b>

【損益計算書】

自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
関係会社経営指導料収入	2,183,568	
関係会社配当金収入	2,913,360	5,096,928
販売費及び一般管理費		2,008,842
営業利益		3,088,085
営業外収益		
受取利息	68,886	
事務代行収入	18,000	
その他営業外収益	635	87,522
営業外費用		
支払利息	172,225	
貸倒引当金繰入額	87,983	260,209
経常利益		2,915,398
特別損失		
関係会社株式評価損	1,370,169	
貸倒引当金繰入額	990,459	
和解金	937,656	
その他の特別損失	10,000	3,308,285
税引前当期純利益( )		392,886
法人税、住民税及び事業税	19,203	
法人税等調整額	2,363	16,839
当期純利益( )		409,726

## 【株主資本等変動計算書】

自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日 (単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
平成23年 4 月 1 日残高	600,000	347,942	1,919,564	2,267,507	1,232,781	1,232,781
事業年度中の 変動額						
剰余金の配当	-	-	219,800	219,800	188,400	188,400
当期純損失 ( )	-	-	-	-	409,726	409,726
事業年度中の 変動額合計	-	-	219,800	219,800	598,126	598,126
平成24年 3 月 31日残高	600,000	347,942	1,699,764	2,047,707	634,654	634,654

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
平成23年 4 月 1 日残高	523,310	3,576,978	3,576,978
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	408,200	408,200
当期純損失( )	-	409,726	409,726
事業年度中の変動額合計	-	817,926	817,926
平成24年 3 月31日残高	523,310	2,759,051	2,759,051

## (3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

## 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

- 2 【会社以外の団体の場合】  
該当事項はありません。
- 3 【個人の場合】  
該当事項はありません。

### 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1 【株券等の所有状況】

##### (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	128,372 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	128,372		
所有株券等の合計数	128,372		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、本四半期報告書記載のとおり平成24年9月30日現在対象者普通株式380,343株  
(本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数19,850,000株の約  
1.92%(小数点第三位以下を四捨五入))を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はあり  
ません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数(合計87個)を含め  
ております。

##### (2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	125,000(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	125,000		
所有株券等の合計数	125,000		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

（平成25年2月5日現在）

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,372(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	3,372		
所有株券等の合計数	3,372		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、本四半期報告書記載のとおり平成24年9月30日現在対象者普通株式380,343株（本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数19,850,000株の約1.92%（小数点第三位以下を四捨五入））を所有しておりますが、全て自己株式であるため、所有する株券等の数は0個として計算しております。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数87個を含めております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

（平成25年2月5日現在）

氏名又は名称	ひまわりホールディングス株式会社
住所又は所在地	東京都港区海岸一丁目11番1号
職業又は事業の内容	金融商品取引業等を営む子会社・関連会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理等
連絡先	連絡者 ひまわりホールディングス株式会社 総務経理部 東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-5400-4133
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

（平成25年2月5日現在）

氏名又は名称	犬嶋 隆
住所又は所在地	東京都港区海岸一丁目11番1号 （ひまわりホールディングス株式会社所在地）
職業又は事業の内容	ひまわりホールディングス株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 ひまわりホールディングス株式会社 総務経理部 東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-5400-4133
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月5日現在)

氏名又は名称	寺田 義秋
住所又は所在地	東京都港区海岸一丁目11番1号 (ひまわりホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	ひまわりホールディングス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 ひまわりホールディングス株式会社 総務経理部 東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-5400-4133
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月5日現在)

氏名又は名称	伊藤 健三
住所又は所在地	東京都港区海岸一丁目11番1号 (ひまわりホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	ひまわりホールディングス株式会社 常勤監査役
連絡先	連絡者 ひまわりホールディングス株式会社 総務経理部 東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-5400-4133
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月5日現在)

氏名又は名称	森 俊明
住所又は所在地	東京都港区海岸一丁目11番1号 (ひまわりホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	ひまわりホールディングス株式会社 監査役
連絡先	連絡者 ひまわりホールディングス株式会社 総務経理部 東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-5400-4133
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月5日現在)

氏名又は名称	大数加 祥平
住所又は所在地	東京都港区海岸一丁目11番1号 (ひまわりホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	ひまわり証券株式会社 常勤監査役
連絡先	連絡者 ひまわりホールディングス株式会社 総務経理部 東京都港区海岸一丁目11番1号 電話番号 03-5400-4133
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月5日現在)

氏名又は名称	中町 剛
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 (株式会社アイネット証券所在地)
職業又は事業の内容	株式会社アイネット証券 取締役
連絡先	連絡者 株式会社アイネット証券 総務経理部 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 電話番号 03-6812-3333
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

ひまわりホールディングス株式会社

(平成25年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 特別関係者である対象者は、本四半期報告書記載のとおり平成24年9月30日現在対象者普通株式380,343株(本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数19,850,000株の約1.92%(小数点第三位以下を四捨五入))を所有しておりますが、全て自己株式であるため、所有する株券等の数は0個として計算しております。

犬嶋 隆

(平成25年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	407(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	407		
所有株券等の合計数	407		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

寺田 義秋

(平成25年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	80(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	80		
所有株券等の合計数	80		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 寺田義秋は、小規模所有者に該当いたしますので、寺田義秋の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」に含めておりません。

伊藤 健三

(平成25年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1,599(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	1,599		
所有株券等の合計数	1,599		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

森 俊明

(平成25年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	2(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	2		
所有株券等の合計数	2		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 森俊明は、小規模所有者に該当いたしますので、森俊明の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」に含めておりません。

大数加 祥平

(平成25年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1,279(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	1,279		
所有株券等の合計数	1,279		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

中町 剛

(平成25年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	5		
所有株券等の合計数	5		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 中町剛は、小規模所有者に該当いたしますので、中町剛の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」に含めておりません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者との間の取引

公開買付者は、対象者との間で、対象者に対する経営指導等を目的として、平成24年2月9日付で経営管理委託契約及び経営管理委託契約に基づく合意書を締結しております。これらの契約において、公開買付者に対する対価は定められておりません。

#### (2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、ビバルコ・ジャパンより取得した株式価値評価報告書、潮見坂綜合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申結果その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、対象者の財務状態、上場廃止基準抵触の蓋然性、上場廃止を回避するための方策の内容及び検討経緯、対象者と当社の関係、対象者の株主の皆様と与え得る悪影響等を踏まえると、本公開買付けが対象者の企業価値の維持の観点から有益であり、第三者委員会の答申書、第三者算定機関の株式価値評価報告書及び法務アドバイザーの助言等を踏まえると、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年2月4日開催の取締役会において、取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、監査役全員が上記対象者取締役会に出席し、全員一致で対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

平成24年7月ころから、当社では、対象者の親会社として、対象者の債務超過の解消について対象者への追加出資や業務面での協力・提携も含め、対象者が金融商品取引所での上場を維持した上で、将来にわたって事業活動を継続するための施策に関し真摯に検討・交渉を行ってまいりました。

しかしながら、当社及び対象者の近時の事業及び経営環境等に鑑みると、短期的な収益の改善により平成25年3月期末の対象者の債務超過を解消するのは困難であり、また、株式価値の大幅な希釈化を招くことなく、追加出資により債務超過を解消することも困難であると判断いたしました。そして、当社は、対象者の一般株主の皆様に対象者の上場廃止に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、対象者が長期的に企業価値を向上させていくために、対象者の株主の皆様に対して株式の売却の機会を提供し、対象者を完全子会社化することが、株主の皆様、従業員を含めた全てのステークホルダーにとって最善の選択になるとの結論に至り、平成24年12月初旬ころから対象者株式に対して公開買付けを実施することの検討を開始し、平成24年12月中旬頃、対象者に対して本公開買付けについて初期的な提案を行い、その後対象者との間で、対象者の企業価値向上策や本公開買付けの条件等について協議を重ね、当社は、平成24年12月20日に株式公開買付提案書を対象者に提出した上で、平成25年2月4日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付け後の対象者の経営陣及び従業員につきましては、完全子会社化後も当面これまで通り継続して対象者の事業運営にあたることを考えています。また、本公開買付け後の当社及び対象者の業務面での協力・提携の内容については、本公開買付け後に検討することを予定しております。

#### (2) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者が当社の連結子会社であること並びに当社と対象者との間の人事及び業務上の継続的な関係に鑑み、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。

#### 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるビバルコ・ジャパンに対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。ビバルコ・ジャパンは、対象者株式について、市場株価法及びDCF法による算定を行い、対象者は平成25年2月1日に株式価値評価報告書を取得したとのことです。なお、対象者は、ビバルコ・ジャパンから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

ビバルコ・ジャパンによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

市場株価法	57円～93円
DCF法	26円～53円

市場株価法では、平成25年2月1日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引の基準日終値93円、直近1ヶ月間の終値の平均値62円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の平均値58円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の平均値57円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の1株当たり株式価値の範囲を57円から93円までと分析しているとのことです。

次に、DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を26円から53円までと分析しているとのことです。なお、DCF法による算定にあたり前提とした対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び対象者から独立したリーガルアドバイザーとして潮見坂綜合法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

#### 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成25年1月9日、当社及び対象者の取締役会から独立性の高い、外部の有識者である西岡祐介氏（弁護士、二重橋法律事務所）、石井豊氏（ウェイドアドバイザリー株式会社、代表取締役）及び森俊明氏（公認会計士、対象者の社外監査役であり、取引所規則に基づく独立役員として届け出ているとのことです。）の3名から構成される第三者委員会を正式に設置し、第三者委員会に対し、(a)本公開買付けの目的の正当性、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続の公正性及び(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるかについて諮問し、答申書の提出を委嘱したとのことです。

第三者委員会は、準備委員会を含め平成24年12月26日から平成25年2月4日まで合計7回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。

対象者プレスリリースによれば、具体的には、当社側に対して資料の提供を求めるとともに、本公開買付けの提案に至った背景、今後の経営方針、本公開買付けの具体的なスキーム、本公開買付価格の算定方法その他の諸条件等に関する質疑応答を行い、また、対象者に資料の提供を求めるとともに、事業内容、直近の業績、事業計画、資産等の状況、株価の推移、株主構成、その他本公開買付けに対する考え方について説明を受けた上で質疑応答を行ったとのことです。さらに、ビバルコ・ジャパンが対象者に提出した株式価値評価報告書の内容についてビバルコ・ジャパンから説明を受けた上で質疑応答を行ったとのことです。

第三者委員会は、以上の検討を踏まえ、平成25年2月4日、対象者に対し、賛同の意見表明を決定することが対象者の「少数株主にとって不利益なものでないこと」の具体的内容として、(a) 対象者の企業価値の維持の観点から2期連続での債務超過による上場廃止を回避するための方策を模索することは正当であるところ、第三者割当増資、株式交換などの組織再編、金融機関に対する債務免除の要請等の他の代替的手法が見当たらない中で、本公開買付けは、2期連続での債務超過による上場廃止に起因した対象者のレピュテーション低下による対象者の企業価値の毀損を免れるための相当な方策であることなどから、本公開買付けの目的は正当と認められ、(b) 本公開買付けに係る交渉過程においては、第三者委員会の設置、取締役及び監査役全員の承認及び独立した第三者評価機関からの算定書の取得といった措置が講じられており、その他、当社が親会社として対象者の意思決定過程に介入したことを疑わせる事象、根拠、事情は特段、見当たらないことなどから、本公開買付けに係る交渉過程の手續につき、公正性が認められ、(c) 本公開買付けにおいては、(i) 公開買付届出書等による対象者株主への相当な情報提供、第三者委員会の活用、取締役及び監査役全員の承認、弁護士からの法的助言の取得、独立した第三者評価機関からの算定書の取得及び二段階買収における強圧性の回避といった利益相反及び強圧性を回避するための相当な措置が講じられており、また、(ii) 本公開買付価格については、第三者評価機関から取得した算定書で採用された複数の算定方法はいずれも一般に有意妥当として用いられているものであり、その内容について恣意的な価格の算定がなされたことを疑わせる事情は認められず、対象者は現状のままであると上場廃止になることが確実である状況にあるため本件を他の事例と単純に比較してプレミアムを論じることは適切ではなく、直近の市場株価の上昇は平成25年3月期末までに上場廃止を回避するための何らかのコーポレートアクションが実施されるとの予想を織り込んだものとも評価し得るところ、本公開買付価格を短期的な影響を捨象できるより長期の市場株価である3ヶ月平均、6か月平均と比較すれば一般的なプレミアムが付されているとも評価し得る上、DCF法による算定結果の中間値のみならず、そのレンジの上限をも上回るものであるため、相当なプレミアムが付されているものと評価し得ること、本公開買付けに係る買付期間が比較的長期間に設定されていること、及び対抗買付けが生じた場合に当該対抗者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていないことなどからすれば、本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保のための措置が講じられているものと認められるため、本公開買付けに係る公正な手續を通じた少数株主の利益への配慮に合理性が認められるとの答申書を提出したとのことです。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、ビバルコ・ジャパンより取得した株式価値評価報告書、潮見坂総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申結果その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、対象者の財務状態、上場廃止基準抵触の蓋然性、上場廃止を回避するための方策の内容及び検討経緯、対象者と当社の関係、対象者の株主の皆様と与え得る悪影響等を踏まえると、本公開買付けが対象者の企業価値の維持の観点から有益であり、第三者委員会の答申書、第三者算定機関の株式価値評価報告書及び法務アドバイザーの助言等を踏まえると、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年2月4日開催の取締役会において、取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、監査役の全員が上記対象者取締役会に出席し、全員一致で対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

#### 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性も担保することを企図しております。更に、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。

## 第5 【対象者の状況】

### 1 【最近3年間の損益状況等】

#### (1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

#### (2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

### 2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）						
	平成24年 8月	9月	10月	11月	12月	平成25年 1月	2月
最高株価	77	66	58	62	59	67	123
最低株価	55	55	53	54	54	54	68

(注) 平成25年2月については、2月4日までのものです。

## 3 【株主の状況】

## (1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

## (2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

## 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

## 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

## 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

## (1) 【対象者が提出した書類】

## 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

平成23年6月30日関東財務局長に提出

事業年度 第10期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月28日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）

平成24年11月14日関東財務局長に提出

なお、対象者は、公開買付期間中の平成25年2月14日を目処に、第11期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）に係る四半期報告書を関東財務局長に提出する予定です。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ひまわりホールディングス株式会社

（東京都港区海岸一丁目11番1号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

5 【その他】

(1) 「平成25年3月期第3四半期決算短信[日本基準]（連結）」の公表

対象者は、平成25年2月4日付で「平成25年3月期第3四半期決算短信[日本基準]（連結）」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

平成25年3月期第3四半期の連結業績（平成24年4月1日～平成24年12月31日）

損益の状況（連結）

会計期間	平成25年3月期第3四半期連 結累計期間
営業収益	1,084百万円
純営業収益	1,001百万円
営業利益	313百万円
経常利益	524百万円
四半期純利益	537百万円

1株当たりの状況（連結）

会計期間	平成25年3月期第3四半期連 結累計期間
1株当たり四半期純利益	27.63円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	-円

(2) 「平成25年3月期第3四半期連結業績の前年同期実績との差異及び平成25年3月期通期連結業績予想に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成25年2月4日付で「平成25年3月期第3四半期連結業績の前年同期実績との差異及び平成25年3月期通期連結業績予想に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の平成25年3月期第3四半期連結業績の前年同期実績との差異及び平成25年3月期通期連結業績予想の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成25年3月期第3四半期連結業績と前年同期の実績値との差異

(単位：百万円、単位未満切り捨て)

	営業収益	営業損益	経常損益	四半期純損益
前年同期実績 (A)	2,466	2,169	2,249	3,382
当四半期連結累計期間実績 (B)	1,084	313	524	537
増減額 (B - A)	1,381	2,482	2,774	3,919
増減率	56.0%			

平成25年3月期の連結業績予想

(単位：百万円、単位未満切り捨て)

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益
今回発表予想	1,534 ~ 1,734	520 ~ 720	756 ~ 957	768 ~ 968
(ご参考) 前期実績 (平成24年3月期)	2,690	4,862	4,940	6,186

(3) 「貸倒引当金の戻入に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成25年2月4日付で「貸倒引当金の戻入に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、平成25年3月期第3四半期連結決算において、対象者に2億4百万円の貸倒引当金の戻入が発生したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。